

## <パワーフレックス規約集>

### ■変更項目

・パワーフレックス取引共通規定

■修正箇所は下記の通り(変更・追加(削除)する文言は朱書き)

改定前	改定後
<p>1.パワーフレックス取引</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)この取引は、日本国内に居住される個人のお客さまのみの取扱いとなります。</p> <p>(3)(4)(省略)</p> <p>2.～7.(省略)</p> <p>8. 届出事項の変更、キャッシュカードの再発行等</p> <p>(1)カード、印章、セキュリティ・カードを紛失したとき、または氏名、住所、電話番号、勤務先、印章、署名、職業、取引の目的その他の届出事項に変更があった場合またはある場合には、直ちに当行所定の方法にて届出てください。(以下省略)</p> <p>(2)～(5)(省略)</p> <p>9.(省略)</p> <p>10. 解約等</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりパワーフレックス口座およびこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①～④(省略)</p>	<p>1.パワーフレックス取引</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)この取引は、日本国内に居住される個人のお客さまのみの取扱いとなります。<b>事業用のお取引にはご利用いただけません。</b></p> <p>(3)(4)(省略)</p> <p>2.～7.(省略)</p> <p>8. 届出事項の変更、キャッシュカードの再発行等</p> <p>(1)カード、印章、セキュリティ・カードを紛失したとき、または氏名、住所、電話番号、勤務先、印章、署名、職業、<b>在留期間もしくは在留期間の満了日</b>、取引の目的その他の届出事項に変更があった場合またはある場合には、直ちに当行所定の方法にて届出てください。(以下省略)</p> <p>(2)～(5)(省略)</p> <p>9.(省略)</p> <p>10. 解約等</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりパワーフレックス口座およびこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①～④(省略)</p> <p><b>⑤取引の目的が事業用の取引であるまたはそのおそれがあると当行が判断した場合</b></p> <p><b>⑥日本国籍をお持ちでないお客さまが、当行に届け出ている在留期間の満了日を経過した場合</b></p>

(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりパワーフレックス口座およびこの取引を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① お客さまがパワーフレックス口座の開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(省略)

(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を**制限もしくは**停止し、またはお客さまに通知することによりパワーフレックス口座およびこの取引を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① お客さまがパワーフレックス口座の開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合**または第 8 条第 1 項に基づく変更の届出がなされていない、もしくはなされていないおそれがあると当行が判断した場合**

(省略)

以上